

令和6・7年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

（測量・建設コンサルタント等）

国立国会図書館

# 令和6・7年度 競争参加資格審査申請について

(測量・建設コンサルタント等)

国立国会図書館

1. 受付期間 令和5年12月18日(月)～令和6年1月31日(水)  
(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)  
◎上記期間後も随時受け付けます。
2. 受付場所 国立国会図書館東京本館 本館4階 総務部会計課調達係  
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1 電話03-5532-1076  
原則郵送(書留郵便、レターパック等配達記録が確認できるものに限る。)での受付とします。封筒の表に「令和6・7年度競争参加資格審査申請書類 在中」とお書き添えください。
3. 官報公示 令和5年11月13日
4. 審査基準日 申請しようとする日の直前の営業年度の終了日
5. 申請書の様式 国立国会図書館のホームページより様式をダウンロードしてください。  
国立国会図書館ホームページ (URL <https://www.ndl.go.jp>)  
→ 調達情報 → 公共工事関係 → 競争参加資格
6. 提出書類
  - (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
  - (2) 業態調書
  - (3) 営業所一覧表
  - (4) 測量等実績調書
  - (5) 技術者経歴書
  - (6) 登記事項証明書(法人の場合)又は身元証明書(個人の場合)の写し
  - (7) 登録証明書等の写し
  - (8) 財務諸表類
  - (9) 納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2又はその3の3)の写し
  - (10) 委任状(行政書士等による代理申請をする場合)
  - (11) 受付票
  - (12) 返信用の定形封筒(会社名又は個人名及びその所在地を明記し、返信用切手を貼付したもの。)

※建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントについて、現況報告書の写しを提出すれば(3)、(5)、(6)及び(8)の書類を省略することができる。

◎提出書類のうち、(1)～(10)はA4版フラットファイル(色は自由)に綴じ、(11)、(12)は、綴じずに提出すること。

◎ファイルの表紙及び背には題名「令和6・7年度競争参加資格審査申請書(測量等)」及び「商号又は名称」を明記すること。(手書き可)

(表紙例)

令和6・7年度競争参加 資格審査申請書(測量等)
<u>〇〇設計(株)</u>

(背例)

令和6・7年度競争参加資格審査申請書(測量等)	} 上部 1cm あける
〇〇設計(株)	

# 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等） 作成の手引き

## 1 申請書類の記載事項の基準日

申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とする。

## 2 申請書（測量・建設コンサルタント等）の作成方法

### (1) 「01 1 新規／2 更新」

該当する申請区分の番号（1 又は 2）に○印を付す。

なお、国立国会図書館に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（令和 4・5 年度）の申請を行っていない場合は（1 新規）となる。

### (2) 「02 適格組合証明」

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

### (3) 「04 法人番号」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された 13 桁の法人番号を記載すること。

### (4) 「05 本社（店）住所」から「11 本社（店）FAX 番号」

次により左詰めで記載する。

①フリガナの欄は、カタカナで記載すること。

②「05 本社（店）住所」欄での丁目、番地は「-（ハイフン）」により省略して記載すること。

③「06 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下記の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設協働企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

### (5) 「12 メールアドレス」

国立国会図書館から種々の連絡に対応できるアドレスを記載すること。なお、メールアドレス

レスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

(6) 「13 申請代理人」

行政書士等が代理申請する場合に使用する。代理申請をする場合、

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要である。

(7) 「14 登録を受けている事業」

次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。

- ①測量業者 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合。
- ②建築士事務所 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合。
- ③建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合。
- ④地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合。
- ⑤補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）2 条による登録を受けている場合。
- ⑥不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合。
- ⑦土地家屋調査士 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）。
- ⑧司法書士 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録を受けている場合。
- ⑨計量証明事業者 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合。
- ⑩その他の登録等を受けている場合は、登録事業名を空白の欄に記載する。

(8) 「15 設立年月日（和暦）」

登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。

(9) 「16 みなし大企業」

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にレ点を入れること。

(10) 「17 測量等実績高」

ア 「②直前2年度分決算」・「③直前1年度分決算」・「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」

競争参加資格希望業種区分ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）ほか、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」に一括して計上する。なお、「③直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等においては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。

イ 「⑤資格希望業種区分・希望部局」

次の部局ごとに資格を希望する業種に○印を付する。

01 東京本館（東京都千代田区永田町1-10-1）

02 関西館（京都府相楽郡精華町精華台8-1-3）

(11) 「18 有資格者数」

当館が指定する資格者の範囲に従い当該職員数を記載する。記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

(12) 「20 自己資本額」

ア 「①株主資本」

払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加えて自己株式を減じた額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の上段（ ）内に外国資本の額の内数で記載する。組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計を記載する。

イ 「②評価・換算差額等」

その他有価証券評価差額、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計額を記載する。

ウ 「③新株予約権」

新株予約権があった場合にはその額を記載する。

※個人にあっては、「④ 計 (P)」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主借勘定）の額を記載する。

(13) 「24 外資状況」

外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3 のいずれか）に○印を付するとともに、[ ]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（外資比率 100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(14) 「25 営業年数等」

「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2 業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（1 年未満切捨て）を記載する。

(15) 「26 常勤職員の数」

「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。

また、「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

### 3 添付書類の作成方法

(1) 業態調書（測量・建設コンサルタント等）

(2) 営業所一覧表

(3) 測量等実績調書

(4) 技術者経歴書

この 4 様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載する。なお、記載事項が 1 葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。

(5) 登記事項証明書又は身元証明書の写し

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 6 条第 5 号から第 9 号までに規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第 10 条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出する。また、身元証明書とは、申請者の住所を管轄する市区町村が発行し、同人が成年被後見人及び破産者で復権を得ない者でないことについての証明書（身分証明書）をいい、個人が提出する。

(6) 登録証明書等の写し

1- (7) の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

(7) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

(8) 納税証明書の写し

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書の写しをいう（証明年月日が申請書提出時から3ヶ月以内のものに限る。）。

(9) 委任状（選択書類）

代理人（行政書士等）による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する（正本を提出すること。）。

※証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、コピー機・スキャナー等により複写したもので差し支えない。

※建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、(2)営業所一覧表、(4)技術者経歴書、(5)登記事項証明書及び(7)財務諸表類の添付を省略することができる。

#### 4 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「05 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 申請書の「06 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。
- (3) 登記事項証明書又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- (4) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記または添付する。
- (5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、審査基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。

#### 5 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。



## 資格審査の申請内容の変更に伴う届出事項及び変更届

(建設工事、測量・建設コンサルタント等の各資格審査共通)

### 【変更届出事項】

- 1 住 所
- 2 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリを含む。）
- 3 代表者（法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名）
- 4 営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリを含む。）
- 5 許可、登録等の状況
- 6 建設業法第12条（廃業等の届出）各号の一に該当することとなったとき

### 【変更届の様式】

競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）

(注) 変更届出事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

- 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合  
商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し
- 個人の住所及び氏名に係る変更の場合  
住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し
- 許可・登録等の状況に係る変更の場合  
許可・登録等の証明書の写し

なお、これら以外の変更届出事項に係る添付書類は不要とする。